

平成 29 年度青森県献血推進計画

はじめに

現在、若年層の献血率は依然低下傾向が続いており、高齢化により血液の需要の増加が見込まれる将来の安定供給が危ぶまれる状況にある。

こうした状況を踏まえ、国においては、将来に亘り血液の安定供給を行える体制を確保するため、以下の項目について、平成 27 年度から 32 年度までの達成目標「献血推進 2020」を設定し、献血の推進を一層強力に実施することとしている。

(献血推進 2020 の主要達成目標)

①若年層の献血者数の増加

(20 代、30 代の献血率減少を踏まえ、30 代の献血目標を新たに設定)

②安定的な集団献血の確保

③複数回献血の増加

④献血の周知度の上昇

本県における献血者数は年々減少し、過去最高の平成 3 年度の 101,526 人(若年層 46,486 人)と比較して、平成 27 年度は 49,338 人(若年層 11,307 人)まで低下しており、特に若年層の献血者数については、全国の状況と同様に減少が著しい。

そこで、「東北管内及び県内の医療機関で必要な血液はすべて善意の献血で確保する」基本理念のもと、国が実施する「献血推進 2020」を軸に、本県のこれまでの献血実施状況を踏まえ、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 10 条第 4 項の規定による、平成 29 年度の青森県における献血の推進に関する計画を定めて、献血を推進するものである。

第 1 献血目標

平成 29 年度の献血目標を次のとおり定める。

献血量 18,644.8 L

(内、血漿分画製剤用原料血漿確保割当量 10,937 L)

献血者数 46,795 人

献血目標を定めるに当たり、考慮した事項の概要は次のとおりである。

1 輸血用血液製剤の供給見込

過去３年間の実績及び平成２８年度上半期等の動向を勘案し、平成２９年度に県内の医療機関へ供給が見込まれる本数は表のとおりである。

供給見込（200mL換算）

区 分	供給見込本数(構成比)
赤血球製剤・全血製剤	68,500 (36.0%)
血漿製剤	25,000 (13.1%)
血小板製剤	97,000 (50.9%)
合 計	190,500 (100.0%)

2 原料血漿確保目標量

平成２９年度の国から割り当てられた血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量は、１０，９３７Ｌである。

3 献血者数及び献血量

上記１及び２を踏まえ、平成２９年度は表のとおり献血者数及び献血量を確保するものとする。

献血目標

区 分	献血者数（人）（構成比）	献血量（L）（構成比）
200mL全血献血	1,775 (3.8%)	355.0 (1.9%)
400mL全血献血	33,741 (72.1%)	13,496.4 (72.4%)
血漿成分献血	3,479 (7.4%)	1,673.4 (9.0%)
血小板成分献血	7,800 (16.7%)	3,120.0 (16.7%)
合 計	46,795 (100.0%)	18,644.8 (100.0%)

※全血献血（200mL+400mL）における400mL全血献血の献血者数の割合は95.0%

第２ 献血推進のための対策

1 献血に関する普及啓発活動の実施

県、市町村、日本赤十字社青森県支部（以下「日赤県支部」という。）、青森県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の関係者は、広く県民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による

自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について県民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、普及啓発を行う必要がある。

県及び市町村は、血液センター等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高める必要がある。

県、市町村、血液センター、日赤県支部及び医療関係者は、県民に対し、病気やケガのために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝える等により、血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を啓発し、又はこれに協力することが必要である。

県、市町村、日赤県支部、血液センター等の関係者は、少子高齢社会の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を提供するとともに、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努める。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

(1) 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

<アンケートを用いた現状分析>

県は、より効果的な献血普及啓発活動を行うため、献血に対する県民の意識や生活環境等について情報収集する必要がある。そのため、献血感謝の集いや献血キャンペーンイベントの来場者、フリーペーパー読者等に対して広くアンケート調査を実施する。これをもとに、献血の誘因および阻害要因等を分析し、今後の普及啓発活動に利用していく。

収集した情報および分析結果は、市町村、血液センター、献血推進員等の関係者に提供する。

<若年層を対象とした対策>

- ① 今後の献血推進という観点から、若年層の献血推進が非常に重要であることから、高校生献血を推進することとし、県内各高等学校に対し献血への協力を依頼する。

県は、中学生・高校生向けの啓発パンフレットを作成・配付するとともに、国が行う高校生を対象とした啓発テキストの配付等の取り組みや中学生を対象とした血液への理解を促すポスターの配布に協力する。

なお、県は、中学生・高校生向けの啓発用パンフレットの作成に当たっては、その企画及び立案等を青森県学生献血推進連絡会の意見を参考に、若い観点から見た、より効果的なものを作成するものとする。

- ② 血液センターは、幼少期も含めた若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

県、市町村は、若年層の献血への関心を高めるため、血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を、積極的に活用してもらえよう学校等に情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

- ③ 県は、血液センターと連携し、次の普及啓発活動を行う青森県学生献血推進連絡会の育成を充実・強化する。併せて、青森県学生献血推進連絡会に参加していない大学の学生に対しても積極的に参加を呼びかけ、構成大学・構成員の拡大を図る。

ア 青森県学生献血推進連絡会議の開催

イ 夏と冬の学生献血キャンペーンイベントへの参加及び企画

ウ 学校献血における献血の呼びかけ

- ④ 県、市町村及び血液センターは、特に10歳代への啓発に当たり、平成23年4月1日に施行された採血基準の改正について、男性に限り400mL全血献血が17歳から可能となったこと等について情報を伝え、献血者の協力を得る。

県、市町村及び血液センターは、県の教育部局や学校医・学校薬剤師等の学校保健の専門家の協力を得ながら、高校に対して献血について理解と協力を求める。

- ⑤ 県、市町村及び血液センターは、若年層向けの雑誌、SNS等インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、献血の行動へと繋げるため、若年層へ普及啓発をする。

ア 血液センター公式ブログ及びツイッターを利用した情報発信及び情報誌と連携した広報（血液センター）

イ 若年層の多い地区のフリーペーパーへの広告の掲載（県）

ウ その他地域の実情に応じた方法（県、市町村、血液センター）

- ⑥ 県、市町村及び血液センターは、国が作成した献血推進キャラクターや青森県の献血キャラクター「ブラット君」を活用した各種普及啓発を行う。

< 20歳代後半～30歳代の子育て世代を対象とした対策 >

次世代の献血者を育てていくために、幼少期から献血を身近に感じることができる機会を設けることが重要である。そこで、子育て中の20歳代後半から30歳代（以下、子育て世代）を対象に、親子単位で献血に触れ合う機会づくりや献血に協力しやすい環境整備、普及啓発活動を行う。

県及び市町村は、子育て世代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について、種々の広報手段を活用して啓発を行う。

血液センターは、ボランティア組織と連携し、親子が参加しやすい献血推進活動の実施、採血所に子育て世代に対応した託児にかかわる施設整備を行う等、親子が献血に触れ合う機会や利用しやすい環境を設ける。

< 企業等における献血の推進対策 >

血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

血液センターは、企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。

県及び血液センターは、企業等に対して、特に20歳代・30歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

< 複数回献血者対策 >

血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血者（年2回以上の献血者。以下同様）の継続的な協力が十分に得られるよう、血液センターに登録された献血者に対し、はがきやメール等で協力を呼びかける。また、複数回献血者が加入している複数回献血クラブの健康相談事業や各種講演会のサービスの向上を図り、更なるクラブへの加入増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

県は、インターネットやフリーペーパー等各種広報媒体によって複数回献血クラブの周知に協力する。

< 献血推進キャンペーン等の実施 >

県は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400mL全血献血及び成分献血の推進及び普及のため、市町村、血液センター及び日赤県支部とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施し、様々な広報手段

を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

血液センターは、血液製剤の供給状況に応じて各種キャンペーンを実施する。市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

＜県民全般を対象とした対策＞

市町村及び血液センターは、職域及び地域において普及活動を行うために設置している献血推進員と連携して、献血推進のための啓発活動や、献血者の一層の確保を図る。また、県は、血液センターと連携して、献血推進員に対して、献血推進員研修会を開催して、献血推進に必要な情報提供をするなど、より活発に啓発活動を行えるよう支援する。

(2) 献血感謝の集いの開催及び顕彰等

県及び日赤県支部は、日頃の県民の献血への協力を感謝の意を表すとともに、広く県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月の「愛の血液助け合い運動」の一環として、7月にアウガ5階のAV多目的ホールにて献血感謝の集いを開催するとともに、その広報に努める。

献血感謝の集いにおいて、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し、県は厚生労働大臣表彰状等の伝達及び知事感謝状の贈呈、日赤県支部は日本赤十字社有功賞の伝達を行う。また、県は、県の広報媒体等により、模範団体等の中から模範事例を紹介し、県民の献血推進運動に役立ててもらう。

(3) 献血推進事業に関する会議の開催

県は、市町村、血液センター及び日赤県支部の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、次の会議を開催する。

ア 市町村献血推進事業担当者会議（5月）

イ 市町村献血推進事業担当課長会議（2月）

(4) 献血推進協議会の活用

県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、血液センター、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等で構成する献血推進協議会

を開催する（２月）。

市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

（５）その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

２ 献血者が安心して献血できる環境の整備

血液センターは、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者に安らぎを与える環境づくり等を行い、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度毎に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

３ 血液製剤の適正使用

医療機関において、血液製剤の管理体制を整備し、血液製剤の使用状況を正確に把握するなど、血液製剤の適正な使用を推進するために、県は次の会議及び講演会を開催する。また、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうために、医療系の大学等に対して、次のイの講演会への聴講を呼びかける。

ア 輸血療法委員会合同会議

イ 輸血療法安全対策に関する講演会

第３ その他献血の推進に関する重要事項

１ 献血の推進に際し、考慮すべき事項

（１）血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士等による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

血液センターは、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、献血者に対して周知又は必要な指導を行う。

県及び市町村は、これらの取組に協力するとともに、健康管理に資する検査について理解が得られるよう県民に対して働きかけを行う。

(2) 献血者の利便性の向上

血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定及び子育て世代に対応した託児スペースの整備その他の献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。

県及び市町村は、血液センターと十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのために公共施設を提供すること等、採血事業者の献血の受入れに協力する。

また、血液センターとともに、献血実施の日時や場所等について、県民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う。

(3) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

県、市町村及び血液センターは、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、H I V等の感染症によっては、保健所において匿名・無料で検査を受けることができることを、様々な広報手段を用いて、県民に周知する。

(4) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

(5) 200mL全血採血の在り方について

県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性及び製造効率並びに医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、400mL全血採血を基本として行う必要がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、献血を周知啓発する取組を積極的に行うとともに、特に高校生等の献血時には、400mL全血採血に献血者が不安がある場合には200mL全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、血液センターが策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、献血後、製造された血液が円滑に医療機関に供給されるよう措置を講ずる。また、血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する必要がある。

県、市町村及び血液センターは、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や採血移動車等の燃料の確保が確実に行われるよう対策を講じる必要がある。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに血液センターによる献血の受入の実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。

血液センターは、献血の受入に関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。